

Title	貸倒引当金会計を巡る期待損失モデルを採用することの可否
Sub Title	Application of expected loss model for accounting for credit losses on loans
Author	坂本, 道美(Sakamoto, Michiyoshi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2011
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.54, No.3 (2011. 8) ,p.61- 82
JaLC DOI	
Abstract	<p>2007年後半から米国においてサブプライム・ローンを中心とする証券化がもたらした金融危機が引き金となって、2008年11月開催のG20首脳会合において初めて、景気循環の増幅効果を緩和するための提言を取りまとめることが、金融安定化フォーラム (FSF) 及びその他の規制当局並びに会計基準設定主体に要請された。さらに、2009年4月開催の同会合において貸倒引当金に関する会計上の認識を改善すべきことが国際会計基準審議会 (IASB) 及び各国会計基準設定主体に要請された。</p> <p>FSFは、</p> <p>主要会計基準設定主体である米国財務会計基準審議会 (FASB) とIASBに対して、より広範囲にわたって入手可能な信用情報を取り込んだ貸倒引当金の認識及び測定のため、新規のアプローチを開発することによって現在両ボードが採用している発生損失モデルを再考すべきである旨の勧告を行った。これを受けて両ボードは貸倒引当金に関する会計基準の改正に向けての作業を加速してきた。しかしながら、両ボードが公開草案として公表した貸倒引当金会計に関する提案はなお大きな相違が見られる。これらの相違は、</p> <p>主に貸倒引当金設定目的の違いから発生している。</p> <p>本稿は、まず、IASBとFASBとの間には、現行の貸出金に対する減損会計に重要な差異が存在しないことを前提にFASBの現行基準をレビューし、</p> <p>さらに両ボードの公開草案をもとに、貸出金に対する個別貸倒引当金の認識及び測定に関する両ボードの提案するモデルの相違を明らかにしている。さらに、</p> <p>本稿は、考察として両ボードの公開草案についての評価を行っている。</p>
Notes	伊藤眞教授退任記念号=In honour of Professor Makoto Ito 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20110800-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

貸倒引当金会計を巡る 期待損失モデルを採用することの可否

坂 本 道 美

<要 約>

2007年後半から米国においてサブプライム・ローンを中心とする証券化がもたらした金融危機が引き金となって、2008年11月開催のG20首脳会合において初めて、景気循環の増幅効果を緩和するための提言を取りまとめることが、金融安定化フォーラム(FSF)及びその他の規制当局並びに会計基準設定主体に要請された。さらに、2009年4月開催の同会合において貸倒引当金に関する会計上の認識を改善すべきことが国際会計基準審議会(IASB)及び各国会計基準設定主体に要請された。

FSFは、主要会計基準設定主体である米国財務会計基準審議会(FASB)とIASBに対して、より広範囲にわたって入手可能な信用情報を取り込んだ貸倒引当金の認識及び測定のため、新規のアプローチを開発することによって現在両ボードが採用している発生損失モデルを再考すべきである旨の勧告を行った。これを受けて両ボードは貸倒引当金に関する会計基準の改正に向けての作業を加速してきた。しかしながら、両ボードが公開草案として公表した貸倒引当金会計に関する提案はなお大きな相違が見られる。これらの相違は、主に貸倒引当金設定目的の違いから発生している。

本稿は、まず、IASBとFASBとの間には、現行の貸出金に対する減損会計に重要な差異が存在しないことを前提にFASBの現行基準をレビューし、さらに両ボードの公開草案をもとに、貸出金に対する個別貸倒引当金の認識及び測定に関する両ボードの提案するモデルの相違を明らかにしている。さらに、本稿は、考察として両ボードの公開草案についての評価を行っている。

<キーワード>

発生損失モデル、貸倒引当金、可能性がかなり高い(probable)、期待損失モデル、景気循環増幅効果、償却原価法、統合した実効利子率、期待キャッシュ・フロー

1. はじめに

2007年後半から米国においてサブプライム・ローンを中心とする証券化がもたらした金融危機が引き金となって、2008年11月開催のG20首脳会合において初めて、景気循環の増幅効果を緩和するための提言を取りまとめることが、金融安定化フォーラム（FSF）及びその他の規制当局並びに会計基準設定主体に要請された。さらに、2009年4月開催の同会合において、現在の国際財務報告基準（IFRS）における貸倒引当金に関する会計上の認識を改善すべきことがIASB及び各国会計基準設定主体に要請された。この首脳声明の基礎となったのは、FSFが同年4月に提言した「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応に関するFSFの報告書」（FSF [2009b]）である。すなわち、現行の銀行に対する資本規制、銀行の貸倒引当金会計及び経済のレバレッジと時価評価との相乗効果が金融機関の損失を増幅し、金融システムを深刻なものにしたとの見方がある。FSF [2009b]は、「FASBとIASBは、入手可能であり、より広範囲にわたって信用情報を取り込んだ貸倒引当金の認識及び測定のための代替的アプローチを分析することにより、発生損失モデルを再考すべきである」と勧告した。これを受けてIASBとFASBは貸倒引当金に関する会計基準の改正に向けての作業を加速してきた。しかしながら、両ボードが公開草案として公表した貸倒引当金会計に関する提案はなお大きな相違が見られる。デービッド・トウィーディー議長は、2010年9月に、引当金会計も含めて「最大の焦点は時価会計のルール改定だ。米国との考えの違いが表面化し来年の決定は難しくなってきた」という。「ただ、今は急ぐときではない。議論を重ねていく。ゴールはすぐそこだ」と述べている¹⁾。

本稿は、まず、IASBとFASBとの間には、現行の貸出金に対する減損会計に重要な差異が存在しないことを前提に²⁾FASBの現行基準をレビューし、さらに両ボードの提案する公開草案もとに、貸出金に対する貸倒引当金の認識及び測定に関する個別債権に対して両ボードの提案するモデルの相違を明らかにしている。両ボードは貸倒引当金会計のオープン・ポートフォリオへの適用が困難であることを認識し、さらなる実務上の適用可能性を検討しているが、本稿はあくまでも企業が融資した個別債権に適用する貸倒引当金会計に焦点を当てて議論している。さらに、本稿は、考察として両ボードの公開草案についての評価を行っている。

2. 貸倒引当金見直しの背景

2007年後半から米国におけるサブプライム・ローン問題が公正価値を中心とする会計基準のあ

1) 日本経済新聞、2010年9月2日付け夕刊。

2) 貸倒引当金会計に関する現行の米国基準とIFRSは金融機関、規制当局、監査人及び投資家によって基本的に同一であると見られていることはpp6, FSF [2009a]でも指摘されている。

3) IASB [2011] 両ボードは、貸倒引当金をオープン・ポートフォリオへの適用に関する補助的公開草案を2011年1月に公表してパブリック・コメントを募集している。

り方へと波及していった。サブプライム・ローン問題は、信用力の劣る借手に対するローンであり、2003年以降のクレジット・セクターへの過剰な資金供給と、2006年頃からの住宅価格の下落がその背景にあったと考えられている。進藤 [2009] によれば、「サブプライム・ローンの延滞率は、住宅価格が下落に転じるまで10～15%の範囲内で推移していたが、それ以降は上昇を続け、現在は26%近辺までになっている」と報告されている。これらサブプライム・ローンは、RMBSと呼ばれる証券化商品として投資家に販売された。また、RMBSをさらに証券化したCDOが数多く発行された。これらの証券化商品を全世界の投資家が購入していたため、米国における不動産価格の下落が招いたサブプライム・ローンの延滞率の増加に端を発する今回の世界的な金融システムの危機へと繋がった。

このような世界的な経済危機をもたらす前に、すでにFASBとIASBは共同プロジェクトを立ち上げて金融商品に関する各々の会計基準の改定及び改善に取り組んでいた。すなわち、IASBとFASBは多くの関係者から現行の規定よりも原則ベースかつ複雑性を緩和した金融商品に関する新規の財務報告基準の開発を行うようにとの要請を受けていた。両ボードは、また、2006年2月にIFRSと米国会計基準とのコンバージェンスを達成するための覚書(MoU)を交わし、2006年から2008年までのコンバージェンスの工程表を公表した。この中で、2008年までの目標のひとつに金融商品に関する財務報告についての検討資料の作成が示されていた。これらの検討資料として、2008年3月にIASBから公表された討議資料「金融商品報告における複雑性の低減」(DP [2008]⁴⁾)が挙げられる。DP [2008]は、金融商品会計基準の様々な複雑性を指摘しているが、その中に、単純な契約条件の金融商品に対してさえも信用リスクを分析することを困難にしている旨を指摘している(¶ BD14)。現行基準では、取得原価で測定される金融資産の減損はいつ報告され、どのように測定するのかに関する規定が批判に晒されてきた。これについてDP [2008]は、問題点を次のように指摘した(¶ 3.27)。

- (i) いつ損失が発生したのかをどのように決めるか必ずしも概念的に明確でない。
- (ii) 発生損失と可能性の高い損失との間に遅れが存在し、それが情報の欠陥をもたらしている。
- (iii) ある種の認識された減損損失は、もし、合計金額が最終的には回復しそうである場合、キャッシュ・フローにおける遅延の予測を反映していない。
- (iv) 減損損失を認識するまでに満たさなければならない閾値があるため、信用リスクの変動がタイムリーに反映されないおそれがある。
- (v) 以前に認識した減損損失の戻入のタイミングが必ずしも概念的に明確でない。

現行の国際会計基準第39号「金融商品：認識及び測定」(IAS39)における貸出金を含む金融資産の減損会計に対する改善計画は、2004年にIASBが金融商品ワーキング・グループを設けたこ

4) このDPは、IASBによって公表された。しかしながら、それはまた、FASBがその関係者からコメントを募るための公表物と見なされた。

とに始まる (BD31)。ところが、金融危機がこのプロジェクトの加速化を促すきっかけとなった。すなわち、「世界的な経済危機は、本来的なギャップと不整合を伴った金融商品に関する現行会計モデルが今日の複雑な経済環境に対して不適切であることの従来からの懸念をさらに増大してしまった」(FASB [2010], Summary, pp1)。今回の深刻な経済危機をもたらした原因のひとつに、金融システムにおける景気循環増幅効果 (procyclicality) が指摘されている⁵⁾。つまり、現行の銀行に対する資本規制、銀行の貸倒引当金会計及び経済のレバレッジと時価評価との相乗効果が金融機関の損失を増幅し、金融システムを深刻なものとしたとの見方がある。換言すれば、現在の貸出金に対する貸倒引当金会計の下では、経済が拡大基調にある期間においては債務者の債務不履行リスクが低くなるので、金融機関は融資を拡大し、その結果、金融機関の利益を増加させる。他方、金融機関が貸倒引当金の繰入を増加する景気後退局面では、利益の圧迫要因となり、自己資本規制比率を維持するために貸し渋りや貸し剥しにより景気をますます悪化させるというものである。FSFによれば、金融危機が顕在化する前の2000年から2007年の間では、米国銀行における貸倒引当金繰入額は営業収益の5-10%であったが、金融危機後の2008年には25%にまで増加しているという⁶⁾。このため、2008年11月及び2009年4月のG20首脳会合では、景気循環増幅効果の軽減に向け各国が協調して取り組むべきことが決定された。これを受けて、国際会計基準委員会財団 (IASCF) モニタリング・ボードは、2009年6月にそのプレスリリースで、「我々モニタリング・ボードのメンバーは、G20の最近の首脳声明に対応するため評価と引当に関する会計基準の改善の必要性に関連した金融商品について、IFRSの包括的レビューを請け負うとのIASBの最近のコミットメントを支持する⁷⁾」声明を発表した。

このうち、本稿で取り上げる貸倒引当金会計について、FSF [2009b] では、以下の問題点を指摘している。

「貸倒損失の早期認識が今回の危機における景気循環変動を抑制できたかもしれない。発生損失モデルの現行会計基準の下では、将来に貸出金の支払不能に陥る可能性がかなり高い (likely) 減損の損失事象が起きた場合にのみ貸倒引当金が認識される。損失事象の識別は、実務上の幅をもたらし、潜在的には、信用サイクルにおける早期に現存する信用損失を完全に認識することができない結果となりかねない、困難で主観的なプロセスである。信用損失の早期識別は信用トレンドの変化に関する透明性を求める財務諸表利用者のニーズにも、安全性及び健全性のプルーデンスル規制の目的とも整合する⁸⁾。」

FSF は、貸倒引当金会計に関して、貸倒引当金の早期認識が潜在的に今回の危機における景気

5) 2008年4月にFSFが、G7に対して、金融システムを強化するための包括的な提言集を提出した「市場と制度の強靱性の強化に関するFSF報告書」(金融庁仮訳)。

6) pp4, FSF [2009a]。

7) IASC Foundation Monitoring Board Press release, June 8, 2009.

8) 筆者注 プルーデンスル規制とは、法律上、預金が保護されている金融機関の安全性と健全性を促進し、金融機関の破綻のリスクを減ずるための監督機関による様々な規制のことである。

循環増幅効果を減じることができたと考えている。⁹⁾ FSF は、現行の米国会計基準と IFRS における貸倒引当金会計が本質的に同一であると結論付けた上で、貸倒引当金を決めるために使われる方法は、現存する貸倒損失のタイムリーな認識を合理的に保証すべきものであると考えている。現存する要素の変動の影響を貸倒引当金算定に使用する方法論に取り込むために必要な判断を有効に活用すれば、過去の損失経験に、より重点を置く方法論よりも信用サイクルの初期段階で、より多くの引当金額を認識することになる可能性が高い、と FSF は考えている。そこで、FSF は、規制当局、金融機関及びその監査人に対して、現行基準が貸倒引当金に係る発生損失算定のために判断すべきことを再認識させるような基準書を、FASB と IASB が発行すべきであると勧告している (Recommendation 2.1, FSF [2009b])。

さらに、FSF は、貸倒引当金会計の改善そのものを勧告している。その勧告によれば、FASB と IASB は、入手可能な信用情報を幅広く統合して貸倒損失を認識し、測定する代替的なアプローチを分析することによって発生損失モデルを再検討すべきである。さらに FSF は、技術的な問題についてのインプットを提供し、このプロジェクトを手早く完成させるためにリソース・グループを発足させることを FASB と IASB に対して勧告している。FSF は、信用トレンドの変化に関して財務諸表の利用者に必要な透明性を与える一方、別の会計モデルが信用サイクルにおける早期に貸倒損失を識別することができ、サイクルを通した引当をより促進することができるかどうかを議論した。さらに、FSF は、両ボードが、貸倒引当金モデルの変更が貸出活動の基礎となっている経済をよりよく反映することができ、信用サイクルにおける早期に信用毀損情報を捕捉できるかどうか検討すべきことを勧告した。その考えられる代替的方法として、FSF は公正価値モデル、期待損失モデル (expected loss model) 及びダイナミック・プロビジョニング (動的引当金) を挙げている。

FSF による報告書は、2009年4月のロンドンでの G20 首脳声明に反映され、引当基準の改善及び単一の質の高いグローバル会計基準の実現に取り組むことになった。すなわち、「金融規制の向上及び透明性の強化」と題する G20 第一作業部会報告書は、「会計基準設定主体は、広範に入手可能な信用情報を統合した貸倒損失を認識及び測定するための代替的アプローチを考慮することによって貸倒引当金の会計上の認識を強化すべきである」と勧告 (勧告13) した。

金融危機助言グループ (FCAG [2009]) は、今回の金融危機は会計基準がその根本的な原因でないことを明らかにして、両者との因果関係を否定している一方、危機が会計基準とその適用における欠陥を曝け出したことは明らかであるとしている。この欠陥は、とりわけ、非流動的な市場における公正価値会計の適用の困難性ととも、貸出金や仕組み信用関連商品等の金融資産に関連する損失の認識の遅れ及び資産の減損認識に当たって複数のアプローチを含む、金融商品に係る会計基準の異常な複雑性を挙げている。さらに、FCAG は、貸倒引当金に係る発生損失モデ

9) SEC のコミッショナーと IOSCO の技術コミッティを兼ねるキャサリン・ケーシー氏及び通貨庁在職でジョイント・フォーラムの議長であるジョン・ドーガン氏を共同議長とする FSF の引当金ワーキング・グループがその部分についての政策勧告の作成を支援した。

ルとそのモデルの適用の困難性は、とりわけ、損失認識の引き金となる適切な時点の識別にあり、多くの事例では貸出金ポートフォリオに係る損失認識の遅れを引き起こしている¹⁰⁾と指摘している。その上で、FCAGは、減損に関する以下の勧告をIASB及びFASBに対して行っている。

- (i) 減損といったある分野では、IFRSと米国会計基準が異なる出発点を持っているとの認識の下、我々は両ボードが収斂した解決策に達するよう要請する(¶1.2)。
- (ii) 金融商品プロジェクトにおいて、両ボードは発生損失モデルに代る、より多くの将来予測情報を使って貸倒引当金の代替モデルを探るべきである(¶1.3)。
- (iii) もしも両ボードが期待損失モデルを採用するならば、透明性を減じることになる利益操作を助長することがないように注意が必要である(¶1.4)。

上述のように、FCAGは、減損の会計基準の開発について勧告しているが、他方で両ボードの独立性と説明責任についても勧告を行っている。すなわち、高品質かつ偏向のない基準の開発のために、会計基準設定主体は不当な商業的及び政治的圧力から高度に独立性を保っていなければならないが、幅広い利害関係者との交流及び公益のために行われる監視といった適切な設定プロセスを通して高度な説明責任を負わなければならない。

3. 米国の貸倒引当金会計

現在の米国会計基準の下では、ローンの貸手における財政状態計算書に表示される資産の金額は、回収又は実現可能であるとの前提がある。米国における貸倒引当金の会計処理は1993年5月にFAS114「貸出金の減損に関する債権者の会計」が公表されるまで、FAS5 [1975]「偶発事象の会計処理」が適用されていた。FAS5 [1975]を適用して債権者が貸倒引当金を測定するに当たり、ある債権者は割引前将来予想キャッシュ・フローを用いる一方で、他の債権者は割引将来予想キャッシュ・フローを用いていた。そこで、FASBは、財務諸表の利用者に提供される減損した貸出金についての情報が類似の債権に対して異なる債権者間の不整合を解消することによって改善されると決定した(¶33, この項において特に断らない限りFAS114 [1993])。FAS5 [1975]では、現在の情報と事象に基づいて、債権者が貸出契約の契約条項に従って要求されるすべての金額を回収できない可能性がかなり高く(probable)になった場合に、貸出金は減損していると定めている(¶8)。この場合、「契約条項に従って要求されるすべての金額」とは、貸出金の契約上の元利金が貸出契約に示される返済スケジュールに従って回収されることを意味している。また、FAS114 [1993]は、「可能性がかなり高い(probable)」という表現について、債権者がどのようにそれを判断するか特定していない。probableとは、損失の事実を確認する将来におけるひとつ又は複数の事象が起る頻度の幅の1領域であると定義され、FAS5 [1975]におけるそ

10) 文章末の番号は、報告書中第II章「原則1：有効な財務報告」の勧告番号を表す。

の定義と同一であると説明している。頻度の幅の1領域とは、起る頻度の低い方から偶発的「remote」、合理的に可能「reasonably possible」、可能性がかなり高い「probable」である。「可能性がかなり高い」とは、将来におけるひとつ又は複数の事象の発生が確からしいことを意味し、その確率が50%超を表す「どちらかという起る可能性が起らない可能性よりも高い」よりも可能性が相当高いことを意味するものと解釈される。¹¹⁾債権者はその判断を行う上で、通常の貸出金自己査定手続を実施すべきである(¶8)。貸出金について通常の自己査定手続は、いくつかの異なる手続からなる。¹²⁾すなわち、それは、貸出金が貸手の融資方針に従っているかどうか及び貸出契約の条件に従って債務者が履行できる確からしさを検討する目的を持っている。自己査定は通常、債務者の財務情報(財政的資源、流動性、将来キャッシュ・フロー等)の分析、融資実行日から債務者の支払履行状況及び債務者の現在の経済的状況の検討、十分な信用情報が債務者の財政状態を評価するために入手できているかどうかの確認といった手続を含む。また、信用報告書、鑑定書、その他第三者からの情報の質が信用供与に係る意思決定を証拠付けているかどうか、ローンファイルがレビューされる。さらに、貸出金が担保付であったり保証付である場合には、担保物件が債権者の支配下にあること、担保権の第三者対抗要件を具備し、その価値が債権額を超えていること、保証が適正に行使されていることなどを査定において確かめる。貸出金自己査定最終段階として、債権者は「債務者の財務内容、格付機関による格付、信用調査機関の情報などに基づき、債務者の信用リスクの程度に応じて信用格付を行う。」¹³⁾さらに、これらの格付システムは、規制当局が検査のために用いる区分と整合していなければならない。¹⁴⁾その結果、これらの自己査定の結果に基づき、貸倒引当金の見積りが行われる。

FAS114 [1993]の対象とする貸出金は、個別の債務者に固有のリスク特性を持っているものばかりではなく、他の貸出金と共通するリスク特性を持つものも含んでいる。後者はそれらの貸出金の減損を測定する方法として合成実効利率とともに、平均回収期間や平均回収金額といった過去の統計値を用いてそれらの貸出金を集計することができる(¶12)。貸出金の減損について債権者側の会計処理を扱っているFAS114 [1993]は、原則として、貸出金の減損額を、期待将来キャッシュ・フローを貸出金の実効利率で割り引いた現在価値をもとに測定することを規定している(¶13)。実効利率とは、貸出金に内包された収益率である。すなわち、それは貸出金の実行時に存在する契約利率に正味繰延ローンフィー収入又は原価、プレミアム若しくはディスカウントを調整した後の利率である。もし、固定金利付貸出が額面で実行され、その実行に当たりその他の現金の受け払いがなされないとするならば、実効利率は契約上の固定利子

11) IFRSで使われているprobableという用語と米国で使われるそれとは意味が異なることをIFRS5で指摘している。IFRSのそれは、起る確率が50%を超える場合の「可能性が高い」の意味であるのに対して、米国のそれは、50%超の確率の中でも重要な程高い(significantly higher)であると解説されている(IFRS5, BC81)。

12) AICPA [1996]のChapter 6.13~6.16を主に参考。

13) 金融庁(2004)より引用。

14) 米国の場合、この区分は、正常「pass」、要注意「special mention」、不十分「substandard」、回収懸念「doubtful」及び回収不能「loss」となっている。

表1

目標金利の算定プロセス	融資先1	融資先2
<u>第1ステップ：資本に対する期待利益の算定</u>		
貸出金100億円	100.0	100.0
必要自己資本（100億円×8%）	8.0	8.0
資本に対する期待収益（8億円×10%）	0.8	0.8
<u>第2ステップ：コストの算定</u>		
資金調達コストおよび経費（100億円×6%）	6.0	6.0
予想貸倒損失（100億円×上表の予想損失率〔筆者挿入：信用リスク ウェイト〕）	0.4	2.8
予想コスト合計	6.4	8.8
<u>第3のステップ：正常債権から確保すべき必要金利の算定</u>		
第2ステップで算定された予想コスト	6.4	8.8
第1ステップで算定された期待収益	0.8	0.8
必要金利収入（a）	7.2	9.6
予想残存正常債権（100億円－予想貸倒損失）（b）	99.6	97.2
目標利益：（a） / （b） × 100	7.23%	9.88%

出典：山手 [1998], 71ページ。

率と等しくなることを意味している。

他方、金融機関が貸出業務において、約定金利を決定する方法（プライシング）は、債務者の信用リスクに見合うリスクの対価を金利に反映させることである。

より具体的な、信用リスクを反映した金利決定方法については山手 [1998] の事例を引用すると次のように要約される。

「例えば、ある金融機関において、過去10年間のヒストリカル・データに基づく貸出金の平均貸倒損失率が2.2%であり、当該金融機関が1から10までの10段階の信用格付区分（1は最優良、5は平均、10は不満足）¹⁵⁾を有していると仮定する。」

山手 [1998] では、この事例を使って貸倒実績を分析した結果、信用格付け1（融資先1）は信用リスクウェイトが0.4%、信用格付け7（融資先2）の信用リスクウェイトが2.8%であると算定した。さらに、この事例では、資金調達コスト（経費を含む）が年率6%、規制上の必要自己資本比率が8%、資本に対する期待収益率が年率10%と仮定して、信用格付け1と信用格付け7の債務者に1年間100億円の貸出を実行する場合の約定金利計算を行っている（表1）。

「このように、同一の期待収益率を確保するためには、格付け7の与信先に対しては、格付け1の与信先と比べ、さらに2.65%のリスク・プレミアムを上乗せした金利を設定することが必要となる。」¹⁶⁾

15) 山手 [1998] 70ページ。

16) 山手 [1998] 71ページ。

つまり、信用リスクのもとになったキャッシュ・フローが見積り通りの金額で同じタイミングで起れば、上記の融資先1と2から得られる貸出者のリターンは同一となる。

減損した貸出金からの期待将来キャッシュ・フローは通常不確定であり、債権者は期待将来キャッシュ・フローの見積りを行う上で、重要な判断の行使が要求される（¶43）。期待将来キャッシュ・フローの見積りは、合理的であり支持することのできる仮定と予測に基づく債権者による最良の見積りでなければならない（¶15）。また、証拠に課せられる加重はその証拠が客観的に検証できる範囲に相応しいものでなければならない。もし、債権者が起り得るキャッシュ・フローの金額又はタイミングのいずれかの幅を見積もるならば、期待将来キャッシュ・フローの最良の見積りを決める上で起り得る結果の頻度を考慮しなければならない。この規定から、FAS114 [1993] は、キャッシュ・フローの見積りに最頻値を使うことを想定しているのであろう。

FAS114 [1994, as amended by FAS118] によれば、FAS114 [1993] は、減損を測定した後の減損した貸出金の正味帳簿残高の変動を会計処理すべく使用される2つの代替的利益認識方法を規定している。その最初の利益認識方法では、債権者は減損した貸出金の正味帳簿価額に係る発生利息を計上し、貸出金の正味帳簿価額の他の変動部分は、貸倒引当金の修正として報告する。これに対して、第2の利益認識方法では、債権者は貸出金の正味帳簿価額の変動のすべてを貸倒引当金の修正として認識することになる（¶4, FAS118 [1994]）。

4. 米国における公開草案

米国は、2010年5月に会計基準更新書案「金融商品に関する会計処理並びにデリバティブ商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」（FASB [2010]¹⁷⁾）を公開草案として公表した。その要約部分に公開草案の公表目的が示されている。すなわち、「この提案を開発する主な目的は、金融商品への企業の関与をより適時に、かつ、より代表的な描写を財務諸表の利用者に提供する一方、これらの金融商品に関する会計処理の複雑性を軽減することである。現在、信用毀損の認識に係る閾値の高いことが、損失の適時な認識を阻害している……」（FASB [2010], Summary, pp1）。つまり、「FASB は、蓋然性に係る閾値を取り払えば、企業がキャッシュ・フローの回収可能性¹⁸⁾についての企業の期待をもとに、信用毀損を早期に純損益に認識することに繋がるであろうと考えている。」

金融資産の減損損失の認識・測定に係る現行の会計処理について上述の問題に対処するため、FASB [2010] は、貸出金に関する減損認識に対して設けている現行の「可能性がかなり高い」（probable）という蓋然性基準を削除する提案を行うとともに、現在、貸出金と他の負債性金融資産との間で異なる貸倒引当金の認識・測定に共通のアプローチを提案している。また、現在区々としている減損後の受取利息の認識基準についても新たな提案を行っている。

FASB [2010] は、貸出金をはじめとするすべての負債性金融資産には公正価値測定を提案し

17) FASB [2010],

18) IASB [2011], BC19.

ている。他方、本稿が対象としている企業が融資した貸出金が、契約上のキャッシュ・フローの回収のために保有するという事業戦略の下で保有されているのであれば、それには財政状態計算書上、償却原価法と公正価値との二重の測定方法での表示が提案されている。また、包括利益計算書上では、償却原価法に基づく受取利息、アクションや貸倒引当金繰入（戻入）等が純損益に表示される。他方、公正価値の変動のうち純損益に表示されない部分はその他の包括利益区分に表示されることになる。このうち、本稿が取り扱う貸倒引当金の認識・測定に関して、FASB [2010] は、信用毀損に関するガイダンスの目的の中で「キャッシュ・フローの回収可能性について企業の予想（回収されないと予想されるキャッシュ・フローの決定を含む）に基づくモデルを確立することである。キャッシュ・フローの回収可能性についての企業の予想には、過去の事象及び現存する状況に関するすべての入手可能な情報を含めるが、報告日を越える潜在的な将来の事象を考慮してはならない」と提案している（¶36）。つまり、各報告日における金融資産に係る回収されると予想するキャッシュ・フローの見積りを行う上で、企業は、その時点で存在した経済状況が金融資産の残存期間に変化しないものと仮定しなければならないとして、現存しないが将来起りそうな事象を回収されると予想されるキャッシュ・フローに反映させることを禁じている。また、FASB [2010] は、信用毀損が存在するか否かを評価する場合に、様々な要素を考慮すべきとしているが、特に最小限考慮すべき情報を掲げている（¶43）。融資した貸出金についての信用毀損は、各報告日において貸出契約上のすべての元利金額が回収されると期待されない場合に認識しなければならない。信用毀損の認識時点について FAS114 [1993] と異なるのは、「企業は、信用毀損を認識するために、信用損失の可能性が高くなるまで待ってはいはならない」（¶39）。提案は、キャッシュ・フローの回収可能性の予想に影響するであろう過去及び現在の情報を最大限利用することを意味しているであろう。

現在価値技法の利用

企業が、減損として個別に評価される金融資産を識別した場合には、現在価値技法に基づいて減損の金額を測定しなければならない。その結果、FASB [2010] は、回収されると期待されるキャッシュ・フローの現在価値が、金融資産の償却原価を下回るならば、企業は、貸倒引当金繰入を純損益に含めて認識しなければならないとしている。信用毀損した金融資産が回収されると期待されるキャッシュ・フローの現在価値を計算するために使用される割引率は、当該資産の実効利率である（¶62）。FASB [2010] における実効利率の定義は、現行の FAS114 [1993] における定義と同一である¹⁹⁾。つまり、融資した貸出金の実効利率は、契約上の元本返済及び金利支払キャッシュ・フローを、当初のキャッシュ・フロー（すなわち額面で貸し出された金額）に等しくする利率である。固定金利の金融資産に係る信用毀損の金額を測定するに当たり、一般的に、企業は回収されると期待されるキャッシュ・フローを金融資産の当初の実効利率で割引かなければならない。

19) ¶14, FASB [1993] と ¶8, FASB [2010] に定義が示されている。

受取利息の認識

FAS114 [1993] の下では、信用毀損した貸出金についてその後の受取利息の認識・測定に関しては、複数の代替的方法が認められているが、FASB [2010] は、減損した金融資産の純損益に含めるべき受取利息は、資産の償却原価から貸倒引当金を控除した金額に当該金融資産の実効子率²⁰⁾を乗じて計算することを提案している（¶76）。

貸倒引当金の計算事例

FASB [2010] には、負債性商品に係る個別の信用毀損及び受取利息の認識・測定の設例が示されている。その内容を要約すると以下の通り²¹⁾。

20x1年1月1日に、D社は金利12%で\$100,000を製造会社に貸し付けた。貸出金の約定利率は12%である。貸出金は無担保である。貸付契約書は、最初の5年間は金利のみの支払であり、6年目の終わりに元本の返済を要求する。貸付契約による約定キャッシュ・フローは表2の通り(IG128)。

製造会社は20x1年と20x2年期日の利息\$12,000を支払った。……最近時の市場における新しい競合会社の出現の結果、製造会社の製品に対する需要の大幅な減退が生じた。製造会社は直近の2四半期において損失を報告し、その信用格付は当期に引き下げられた。D社は、貸出金の約定通りに約定キャッシュ・フローのすべては回収できないと予想した（¶ IG129）。

20x2年末において、D社は、表3に示す通り、貸出金の約定元本及び利息の残額\$148,000のうち\$124,400を受け取るであろうと見積もる（¶ IG130）。

期待される回収キャッシュ・フロー残高を実効子率12%で割り引くことによって計算した、期待回収キャッシュ・フローの正味現在価値は\$85,000である（¶ IG131）。

この結果、20x2年度末においてD社は、貸倒引当金を\$15,000（20x2年度末現在の貸出金の貸倒引当金控除前の償却原価法による帳簿残高\$100,000と現在価値\$85,000との差額）²²⁾認識することになる。

表2

12月31日で終了する年度	約定キャッシュ・フロー
20x1	\$ 12,000
20x2	12,000
20x3	12,000
20x4	12,000
20x5	12,000
20x6	112,000
	\$ 172,000

表3

12月31日で終了する年度	期待回収 キャッシュ・フロー
20x3	\$ 12,000
20x4	12,000
20x5	12,000
20x6	88,400
	\$ 124,400

20) 受取利息の中にはその他、プレミアム又はディスカウント発行による償却又はアクリション並びにローンの組成手数料及び直接組成コストの期間償却の金額が含まれる。

21) FASB [2010], “Example 20: Measuring and Recognizing Credit Impairment and Interest Income on Individual Debt Instruments” より抜粋。

22) もっとも、FASB [2010] は、すべての金融資産に公正価値会計を要求する提案をしているので、貸出金の貸借対照表価額は貸倒引当金控除後の償却原価から公正価値への調整を必要とする。当該修正差額はその他の包括利益に含めて表示されることになる。

20x3年に、D社は、当該貸出金に係る受取利息を\$10,200（\$85,000×12%）認識することになる。約定に基づく金利は\$12,000であるので、D社はまた、未取利息を認識した時に、貸倒引当金を\$1,800増額させることになる。その結果、D社の仕訳は以下の通り（¶ IG135）。

借) 未取利息	\$ 12,000	
貸) 受取利息		\$ 10,200
貸倒引当金		1,800

現行モデルと提案されている減損モデルとの相違

FASB [2010] によれば、信用毀損を認識するに当たって、現行基準の発生損失蓋然性モデルのように、信用毀損の発生可能性がかなり高いと判断される場合にのみ、信用に係る減損損失を認識する蓋然性基準を採用すべきでないと考えている。そうではなく、FASB [2010] は、過去の事象と現在の状況に関する入手可能なすべての信用情報を考慮して、実行された金融資産について回収すべき契約上の元本及び金利と比べて、全額を回収できると予想しない場合には、信用毀損に基づく減損損失額を発生時に純損益に含めて認識することを提案している。つまり、FASB [2010] の信用毀損モデルは、信用毀損の認識が何らかのトリガー事象に基づくものでないため、発生損失蓋然性モデルとは異なっている（¶ BC174）。このように、FASB [2010] では、2009年4月のロンドンでのG20首脳声明の下、引当基準の改善のためにG20第一作業部会が勧告した「会計基準設定主体は、広範に入手可能な信用情報を統合した貸倒損失を認識及び測定するための代替的アプローチを考慮する」に応えた提案となっていることが窺える。

5. 国際財務報告基準の公開草案における減損損失

IASBは、現行の貸倒引当金会計基準を定めているIAS39を変更する公開草案「金融商品：償却原価及び減損」(IASB [2009])を2009年11月に公表した。金融資産の減損会計の改訂プロジェクトは、DP [2008] に記述されているように、公正価値で事後測定されない貸出金のような金融資産に係る減損損失の認識時点及びその測定方法についての軽減策を含んでいた。その後、世界的な金融危機により、2009年4月にFSFが報告したように、現行のIAS39が定める発生損失モデルに基づく貸倒引当金会計には重要な欠陥があることが指摘され、代替モデルの検討・開発²³⁾を行ってきた。発生損失モデルにおける欠陥は、IASB [2009] において様々指摘されているが、とりわけ、このアプローチは、予想される損失が資産の当初測定において内包されているが、事後測定のために使用される実効利率の決定に考慮されないがゆえに、内的に不整合となっていることが挙げられる。さらに、発生損失モデルは、企業が貸出の意思決定を行う方法と不整合である点が指摘されている。特に、そのタイプの商品から生ずると予想される信用損失をカバーしようとしてリスク・プレミアムを含めた金融商品のプライシングと不整合が生じている。以上の

23) ¶ BC11, IASB [2009] の結論の根拠による。

2点は、財務諸表が経済事象を忠実に表現しようとする特性を有することに反する発生損失モデルの重大な欠点と考えるべきであろう。IASBは、IASB [2009]を公表するまで、外部からの多くのインプットを得ている。例えば、FCAGは、より多くの将来予測情報を使って貸倒引当金の代替モデルを探るべきであるとして、期待損失モデルと公正価値モデルを検討すべきことを勧告した。また、欧州委員会では、マクリビー委員の行った講演の中で、「貸倒引当金について、景気循環相殺（Counter-cyclicality）のシステムとして、良いときには実質的なバッファを積み上げることを要求し、悪い時にはそれを取り崩すことを要求することは明らかに合理的」と述べている。²⁴⁾

他方、金融安定化理事会（FSB）²⁵⁾は、FSB [2009]において、IASBが来る2009年10月に、一般的に信用損失を早期に認識し、景気循環増幅効果²⁶⁾を緩和することになる貸倒引当金に期待損失又は期待キャッシュ・フロー・アプローチを使った基準を提案する計画である旨言及している。さらに、FSBは、特に、期待損失モデルに基づいた減損基準に引き続き取り組むことを支援する旨述べている（¶33, FSB [2009]）。

期待損失モデル²⁷⁾

貸倒引当金会計について、IASBは期待損失モデルへの移行を視野に入れて、様々な検討を行ってきた。IASBは、公正価値に基づく減損アプローチ及び景気サイクル全体をカバーするスルー・ザ・サイクル（through-the-cycle）²⁸⁾アプローチのひとつである動的引当金方式という代替的アプローチを検討したが、減損を算定するに当たり、期待損失アプローチを提案した。提案されるアプローチと現行の発生損失モデルとの間には、2つの大きな相違が見られる。まず、第1点として、提案は、企業が実効利率を算定するに当たり、金融資産に予想される信用損失の当初見積りを含めることを要求している。したがって、期待信用損失の当初見積りは、金融資産の予想存続期間にわたって配分されることになる（¶ BC25, IASB [2009]）。すなわち、貸出金の契約キャッシュ・フローのうち、実行時に見積もった信用に基づく回収不能額が、当初の見積り通りに同額、同時期に発生したならば、当該回収不能額は会計上の損失事象ではないことになる。当該回収不能額は、受取利息の収益認識及び測定にすでに反映していることになる。

第2点として、提案されているアプローチには、金融資産のキャッシュ・フローの見積り又は

24) 欧州委員会 マクリビー委員の会計基準に関する講演（2009年5月7日）金融庁によるポイント仮訳より。

25) 金融安定化理事会は、2009年に金融安定化フォーラム（FSF）がより強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として再構成された。<http://www.fsa.go.jp/inter/fsf/20101119.html> から引用。

26) FSB [2009]の脚注として、「FSFは、『信用損失の早期の識別が、信用傾向の変動に関して透明性を求める財務諸表利用者とも、安全性及び健全性という財務ブルーデンシャル目的とも整合することを認識している。』旨認識している。」と記載されている。

27) IASB [2009]が提案する期待損失モデルを説明している論文には、児嶋 [2010] や草野 [2010] があるので、両論文が参考になる。

28) 通常の経済・ビジネスサイクルにともなって起る業績や財務状況の変動を見越した、中長期的な信用リスク評価方法であり、格付会社が用いている方法のひとつである（森田 [2010], pp. 193, 195）。

見積りの変更についての閾値として何らの目標値もトリガー事象も含まない。提案されているアプローチでは、金融資産の当初認識後に、当初予想していたキャッシュ・フローに不利な変動が予想される場合にのみ、貸倒引当金が認識される。貸倒引当金は、期末日における信用損失を会計処理するに当たり、金融商品の残存期間にわたる期待将来キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値が、帳簿価額を下回る場合の当該不足額である。また、IASB [2009] は、「キャッシュ・フロー・インプットの見積りは期待値である。したがって、キャッシュ・フローの金額とタイミングの見積りは、加重平均値となる（¶8）」ことを提案し、キャッシュ・フロー見積りに最頻値の適用を排除している。

提案されているアプローチをIASBが依然支持している理由として、Staff Paper 4A [2010] は、²⁹⁾「期待損失アプローチは、(当初予想を含む)信用損失予想が、将来の債務不履行がポートフォリオに『固有のもの』であるかどうかを見るというよりもむしろ、ポートフォリオの特徴であるという立場を取っている。将来の債務不履行予想は金融資産のプライシングに黙示的か明示的に反映されているのであって、信用損失がポートフォリオに固有のものであるか否かに依存しているわけではない。期待損失アプローチは、ポートフォリオの収益性を期待される信用損失に連動させている。それは、信用損失を貸出判断の不可欠な部分と見ている」旨述べている。このことから、期待損失モデルは、企業の融資判断を忠実に表現する減損損失モデルであるといえないだろうか。

また、Staff Paper 4A [2010] では、貸出金の「当初帳簿価額は黙示的に期待損失の控除額を含んで(反映して:筆者注)いる」(¶6)。つまり、実行時に金融資産の帳簿価額は、契約上のキャッシュ・フローを契約利率で割り引いた金額と見なされる。それゆえ、当該契約利率は、期待される信用損失をカバーするリターンを含んでいる。³⁰⁾

期待損失モデルの計算事例³¹⁾

期待損失モデルの計算事例として、前述の表2に基づき以下の前提をおく。

20x1年1月1日に、D社は固定金利で\$100,000を製造会社に貸し付けた。貸出金の約定利率は12%である。貸出金の実行に当たり、この製造会社の不履行リスクを見積もり、20x6年度末の元本返済は\$10,000少なくなるものと予想した。したがって、20x6年度末に回収される金額は\$102,000である。貸出実行に当たって見積もった期待将来キャッシュ・フローに基づく、統合した実効利率³²⁾(以下、これと区別するためにFASBの定義する実効利率をFASB実効利率という。)

29) ¶4, Staff Paper 4A [2010].

30) 脚注1, ¶6, Staff Paper 4A [2010].

31) IASBのスタッフが2009年3月にAgenda paper 7Aで示した期待損失アプローチの設例は、同質の貸出金1,000件のポートフォリオ・ベースを前提としているが、アプローチ自体は、個別貸出金にも適用されるものと筆者は理解している。

32) BC14, IASB [2011]は、金融資産に係る期待信用損失の当初見積を実効利率の算定に含めることから、「統合した」の語を加えている。これは、FASBが金利収益の計算に用いるのと同じの利率を実効利率(これをIASB [2011]では、「ディカップリング実効利率」と呼んでいる)としているものと異なる。

表 4

	期首残高	受取利息 (10.73%)	約定金利支払	期末残高
20x1	\$ 100,000	\$ 10,728	\$ △12,000	\$ 98,728
20x2	98,728	10,591	△12,000	97,319
20x3	97,319	10,440	△12,000	95,758
20x4	95,758	10,272	△12,000	94,031
20x5	94,031	10,087	△12,000	92,118
20x6	92,118	9,882	△102,000	—

は表 4 の通り 10.73% となる。貸出金の約定金利 12% には製造会社の信用リスク・スプレッド 1.27% が含まれている。

71 ページの事例にあるように、D 社は 20x2 年末において、製造会社に対する貸出金の約定元本及び利息の残額 \$ 148,000 のうち \$ 124,400 を受け取るであろうと見積もる。この見積りは、20x2 年末におけるあらゆる信用情報を検討した結果見積もられた期待回収キャッシュ・フローである。期待回収キャッシュ・フロー残高を統合した実効利子率 10.73% で割り引くことによって計算した、期待回収キャッシュ・フローの正味現在価値は \$ 88,271 である。この結果、20x2 年度末において D 社は、貸倒引当金を \$ 9,048 (20x2 年度末現在の貸出金の貸倒引当金控除前の償却原価法による帳簿残高 \$ 97,319 と現在価値 \$ 88,271 との差額) 認識することになる。

20x3 年に、D 社は、当該貸出金に係る受取利息を \$ 9,471 ($\$ 88,271 \times 10.73\%$) 認識することになる。約定に基づく金利は \$ 12,000 であるので、D 社はまた、未収利息を認識した時に、貸倒引当金を \$ 2,529 増額させることになる。

その結果、D 社の仕訳は以下の通り。

借) 未収利息	\$ 12,000	
貸) 受取利息		\$ 9,471
貸倒引当金		2,529

6. FASB [2010] の提案するモデルと IASB [2009] が提案する期待損失モデルの比較

両ボードが異なるモデルを提案しているが、事例で明らかのように、キャッシュ・フローの実現額及びその発生タイミングが同一の貸出金に対する収益及び貸倒引当金の測定額が異なっている。その原因は、実効利子率の計算方法の差異であることが分かる。実効利子率の算定方法について、筆者は統合した実効利子率の方が理論的であり、IASB が指摘するようにその方法は、貸出金のプライシングと整合的であるがゆえに期待損失モデルは、経営陣の行った貸出契約の経済実態を忠実に表現するものと理解している。これに対して、FASB 実効利子率の算定方法には、論理的には疑問を感じる。すなわち、FASB は、現行の実務をそのまま踏襲した約定利子率を実効利子率として使っている。しかし、その中には、債務者の不履行リスクを反映したリスク・プ

レミアムを含んでいる。契約上のキャッシュ・フローを約定利率で割り引いた現在価値が貸出金の当初測定値になることは、貸出金のプライシングと整合しているが、事後の現在価値の計算は問題がありそうである。将来の約定キャッシュ・フローが一部毀損することが判明した場合に、FASB の提案モデルでは、将来キャッシュ・フローの見積額から貸倒金額を控除しているにもかかわらず、FASB 実効利率にも当初の予想貸倒金額を反映しているため、この部分が重複しているものと考えられないだろうか。この疑問点を、FASB の概念フレームワークに示された現在価値技法から引用して検討してみる。

概念フレームワークとして FASB [2000] では、現在価値技法の適用につき以下のように定めている。

「キャッシュ・フローを割り引くために使用する利率は、見積 (estimated) キャッシュ・フローに固有の仮定と整合する仮定を反映しなければならない。そうでなければ、いくつかの仮定の影響が重複して算入したり、無視されたりするであろう。例えば、12%の利率は貸出金の約定キャッシュ・フローに適用されるかもしれない。当該利率は、ある特質を有する貸出金から生ずる将来の不履行についての予想値を反映している。その同一の12%利率は期待 (expected) キャッシュ・フローを割り引くために使用されるべきではない。なぜなら、それらのキャッシュ・フローはすでに将来の不履行についての仮定を反映しているからである」(¶ 41.b)。

さらに、FASB [2010] では、前述のように、期待キャッシュ・フローの変更は、その時点に存在した経済状況が金融資産の残存期間に変化しないものと仮定しなければならないとしている。すなわち、FASB [2010] は、IASB [2009] が提案する期待損失モデルで要求されるような、将来起りそうな事象又は経済的状況の予測を、回収されると期待されるキャッシュ・フローへ反映させることを禁じている。これに対して、IASB [2009] は、過去のデータの基礎となっている期間には影響していなかった現在の状況の影響を反映し、現在存在しない過去の期間における状況の影響を排除するために、現在観察可能なデータを基礎として、貸倒実績といった過去のデータを調整する旨を提案している。このためには、「期待キャッシュ・フローの変動の見積りは、期間ごとの関連する観察可能データの変動と方向的に整合している (例えば、失業率、不動産価格、商品価格、貸金水準又は金融資産若しくは金融資産グループの信用損失の指標となる他の要因の変動)」(¶ B8) ことが重要である。

他方、FASB は、期待損失モデルを批判して以下のように述べている。

「期待損失モデルでは、当ボード (FASB のこと、以下同じ：筆者注) は、信用毀損が、金融資産を取得したか創成した時点での損失についての予測値をもとに、金融資産の残存期間にわたって一定割合で信用毀損を認識するものと考えている。また、当初予想した信用毀損からの変動を変動が起った期間に認識する。……当ボードは、予測される (forecasted) 将来の事象に基づき、金

融資産の存続期間にわたり期待キャッシュ・フローを正確に予測することは、企業にとって多くの場合困難であろうと信じるため、期待損失モデルを採用しなかった。当ボードはまた、金融資産の存続期間にわたって（当初認識時における：筆者注）減損金額を配分することは不適切であると確信している」（¶ BC175）。

また、IASB [2009] の提案に反対票を投じた2人のIASB理事は、「損失が発生しているか否かは、現在の状況をもとに議論することが可能である。損失が将来の合理的な期待値であるか否かを、ほとんどの実務状況において論じることは実質的に不可能である³³⁾」と述べている。

これに対して、Staff Paper 4A [2010] は、「信用損失は一組の連続した事象から起っている。それらの事象の中からひとつをピックアップし、その時点で損失が発生したということは、できるとしてもほとんど不可能である。しかしながら、そのことが発生損失アプローチの前提である。したがって、すでに発生している損失と将来の損失とを区分する試みは、しばしば恣意的であろう」と述べて（¶ 10）、暗にFASBの提案モデルに反論している。実務上、自己査定時に入手できるすべての信用リスク要因を織り込んで、債務者の支払能力を評価し、貸出金の将来の回収可能性を予想する金融機関の自己査定プロセスを考えれば、過去に発生した事象のみで将来のキャッシュ・フローを見積もってはいないように、筆者には思える。このことが、発生損失モデルを適用して貸倒引当金を認識・測定する実務において多様性を創り出したのであろう。

バーゼル委員会からの批判

今回の貸倒引当金の改訂案に最も関心を寄せているブルーデンシャル規制当局は、バーゼル委員会であろう。Basel [2010a] は、「貸倒引当金は堅牢であり、ポートフォリオの期間を通じて、銀行の保有する貸出金のポートフォリオにおける期待信用損失を反映する健全な方法論を基礎とすべきである。……貸倒引当金の会計モデルは、発生損失モデルに現に含められるより、もっと幅広く入手可能な信用情報を統合することによって損失を早期に識別し、認識することができるものでなければならないし、信用損失の早期識別をもたらすものでなければならない。これらの原則の目的のために、期待信用損失は、貸出金の期間を通じて貸出金ポートフォリオに係る見積損失であり、完全な経済循環にわたる損失実績を考慮している（筆者下線追加³⁴⁾」と述べている。しかし、IASB [2009] は、期待損失モデルが、「完全な経済循環にわたる損失実績を考慮している」とは考えていない。この意味するところは、スルー・ザ・サイクルの考えに基づき、中長期的な構造的信用リスク要因のみを考慮し、短期的なリスク要因を考慮しない貸倒引当金の安定性を狙ったものと解釈される。そのことを示すコメントがバーゼル委員会から報告されている。

バーゼル委員会は、IASBの提案するアプローチの大まかな方向性については支持するものの、いくつかの懸念を表明している。すなわち、「公開草案は、……ほとんどの銀行にとって多くの

33) AV4, IASB [2009] における、ガーネット氏とライゼリング氏の反対意見である。

34) ¶ 12, Basel [2009].

適用上の困難を引き起こすものである。また、公開草案の提案する期待損失アプローチは、償却原価法で測定される金融資産のポートフォリオにおける期待信用損失をカバーするためには必ずしも十分とはいえない貸倒引当金残高をもたすかもしれない。さらに、期待キャッシュ・フローの見積りの変更に応じるため、公開草案が要求する引当金への修正は、増幅的になるおそれがある。これは、発生損失から期待損失モデルへの移行を意図したことに逆行するものである。³⁵⁾

Basel [2010b]³⁶⁾は、IASB [2009] に対抗する彼らの提案する期待損失モデルの主要な要素を述べている。その中で、銀行による期待信用損失の見積りは、少なくとも完全な景気循環を代表する期間を通じて、貸倒実績に基づく量的な要素に、貸出金又はそのポートフォリオの期間にわたって予測された損失の最良の見積りを反映する質的要素が調整される。また、この最良の見積りとは、IASB [2009] の提案する加重期待キャッシュ・フローの複雑さを回避するために、最頻値見積りを指すものと解釈される。さらに、Basel [2010b] は、「期待される将来のキャッシュ・フローのタイミングと金額を予測する (predicting) 上での困難さがあるならば、銀行は、貸出金ポートフォリオの残存期間にわたって定額で期待信用損失が発生すると仮定することも容認される」と述べている。また、Basel [2010b] は、「受取利息が認識される時点で貸出金又はそのポートフォリオの期間にわたって、受取利息のある一定割合を貸倒引当金勘定に配分することによって、引当金は、一般的に、将来にわたり積み上げられる」と述べている。上述の要素を適用する将来予測アプローチが、貸出金ポートフォリオの期間にわたって、どの期間においても引当不足を避けるため及び「信用損失の早期認識」という概念を堅持するために有用となるであろうと、バーゼル委員会は考えている。

しかしながら、このような提案は、金融機関の健全性と安定性を目指すブルーデンシャル監督当局にとっては、望ましい方法であるかもしれないが、財務報告の目的に³⁷⁾照らして疑問があるといわざるを得ない。この疑問を指摘する記事がFT [2010] における、IASB の議長³⁸⁾の次のコメントであろう。すなわち、FT [2010] は、「バーゼル委員会の何人かを含めた欧州の各国銀行監督当局は、より困難な経済的時期に緩衝器として利益の一部を繰り延べておくことを金融機関に要求するように望んでいる」と報じている。このような意見に対して、IASB のデービッド・トウイーディー議長は、「我々は、彼らが損失を蒙っている時に、利益を計上している銀行に見せようとしてはいない」と述べて、貸倒引当金が利益平準化に使われることがないと断じている。

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のコメント

EFRAG [2010]³⁹⁾は、IASB [2009] の提案する期待損失モデルの下では、「経済が良好な時期に

35) Basel [2010a].

36) Basel [2010b].

37) すなわち、財務報告の目的は、投資家をはじめとする資本市場参加者にとって意思決定に有用な情報を提供することである。

38) FT [2010].

39) EFRAG [2010].

は、将来の信用損失についての現在の期待はより良好なものになりそうである。同様に、経済が悪化している時期には、将来の信用損失についての現在の期待はより悪いものになりそうである。その結果、当該モデルは本来的に増幅的であるが、我々の見解では、この増幅性は経済実態を反映している（¶23）」と述べている。このように、EFRAG は、ブルーデンシヤル監督機関が支持するスルー・ザ・サイクル引当金（through-the-cycle provisioning）の採用を排したIASBの立場を擁護している。

さらに、EFRAG は、このモデルにおける測定原則は、金融資産の測定に含まれる信用損失についての将来をより予測する情報を導くという事実を支持している。すなわち、期待キャッシュ・フローの将来予測見積りの変更に基づく減損の測定は、金融資産の信用度について幅広い情報をタイムリーに反映することができるので意思決定にとって有用である（¶31）。したがって、新しいアプローチは、企業に幅広い信用関連情報の使用を可能にし、そうならば、金融資産に対する信用関連損失の早期認識を可能にする（¶32）。これに対して、現行の発生損失アプローチの下では、いつ損失が発生したのかを決めるアプローチにおける相違が、比較可能性の欠如を招いている。EFRAG は、期待キャッシュ・フロー・アプローチ（期待損失アプローチ：筆者注）が、発生損失のトリガー・イベントに依存していないことを指摘している。よって、将来キャッシュ・フローの見積変更が自動的に金融資産の再測定を導くことが、IASB [2009] の提案する表示及び開示と合わさって、より比較可能性を高める結果となるとの見解を示している（¶34）。

EFRAG は、期待キャッシュ・フロー・アプローチを支持するもうひとつの理由として、当初期待信用損失の貸出期間への配分が当初認識時における測定と整合している点を挙げている。すなわち、EFRAG の見解によれば、「EDにおける提案（期待損失モデル：筆者注）は、商品の契約上の利率に黙示的か明示的にかかわらず反映している信用リスクを考慮した当初認識における測定と事後の測定との間に高い整合性を創り出している」（¶36）。このように、EFRAG は、IASB の立場を少なくとも理論的には大いに支持していることが分かる。

むしろ、EFRAG の懸念は、主に実務における実行可能性の問題である。その中でも、とりわけ、さらなるガイダンスなしでの将来キャッシュ・フローの見積りの困難さを挙げている。これに関連して、見積りの信頼性の懸念もある。すなわち、期待キャッシュ・フローを計算する経営陣の見積判断が必ずしも観察可能なデータに基づかないかもしれない。

EFRAG の懸念に応える形で、FASB と IASB は期待損失アプローチの適用が特に困難と考えられるオープン・ポートフォリオへの実務的な対応を提案するIASB [2011] を公表していることは冒頭で述べた通りである。

結びに代えて

両ボードがそれぞれ公表した公開草案に対するコメントは、期待損失モデルへの移行を広く支持するものであった。両ボードの目的は、減損に共通のアプローチを開発することである。

以上、両ボードが提案する個別貸倒引当金の認識・測定方法の相違を明らかにすることを試み

た。その結果、FASBとIASBとの当初の提案間には、譲れない見解の相違があった。IASBの第一義的⁴⁰⁾目的は、実効利子率を決める一部として貸出時における期待信用損失を反映させることであった。IASBは、そのことが、貸出実行取引の経済実態をよりよく反映することができる⁴¹⁾と信じていた。他方、FASBの目的は、貸倒引当金残高は、金融資産の残存期間におけるすべての見積信用損失をカバーするに十分であることを保証すること⁴²⁾であった。そのため、FASBは、IASBが提案するような減損損失を金融資産の残存期間にわたって配分することは不適切であろうと考えている。とくに、両ボードの提案に寄せられたコメントによれば、「米国の金融機関が保有している多くの資産クラスについて、損失がそれらの予想存続期間の早期に発生する傾向にあるとの情報を両ボードが受けている。⁴³⁾これは、オープン・ポートフォリオに対する信用損失に関連した議論である。しかし、個別の金融資産に対する貸倒引当金を見積もる場合、IASB [2009]が提案する期待損失アプローチの下では貸出期間にわたるキャッシュ・フローを個別に見積もるので、貸倒引当金残高が見積信用損失を十分にカバーできるはずである。

以上の議論を踏まえて、IASBの提案する期待損失モデルが、FASBが提案するモデルよりも理論的には優れているものと筆者は考えている。その理由は、そもそも金融機関が貸出条件を決めるときに債務者の信用リスクを反映した信用スプレッドを加味した金利設定をすることが前提になっている。その結果、成立した金利水準は独立第三者間取引であると想定される。貸出金の実行時における債務者の不履行リスクは、利息収入で補填される実態を考えると約定金利収入は発生時にそのまま収益となるのではない。収益は、それを獲得するために犠牲となった回収不能額を控除した金額とすべきである。そうならば、貸倒引当金の測定基礎となる期待将来キャッシュ・フローの現在価値計算に当たって、割引率は、約定利子率から信用リスク・プレミアム（信用スプレッド）を調整すべきである。そうでないと、FASB実効利子率のように、回収できないと予想されるキャッシュ・フロー部分の重複計算となってしまうことが懸念される。

また、期待将来キャッシュ・フローの見積りに影響を与える情報の範囲を巡って、両ボードの提案間には相違が見られた。つまり、将来のキャッシュ・フローの予測に関して、「FASBは、企業が金融資産の存続期間を通してマクロ経済要因や景気循環を十分に信頼性をもって予想することは実行不可能であろうと考えていた。したがって、FASBは、毀損の分析において考慮する情報を過去の事象及び現存する状況並びにその情報がキャッシュ・フローの回収可能性への影響を示唆するところに限定することにした。⁴⁴⁾これに対して、IASBは、金融資産の予想存続期間にわたる期待キャッシュ・フローを見積もることを要求していた。

筆者は、「信用損失は一組の連続した事象から起っている。それらの事象の中からひとつをピックアップし、その時点で損失が発生したということは、可能だとしてもほとんど不可能である」

40) IASB [2011], IN5.

41) IASB [2011], IN6.

42) IASB [2011], IN7.

43) IASB [2011], BC28.

44) IASB [2011], BC20.

とする IASB のスタッフの意見を支持するが、なお懸念が残る。それは、果たして、企業が期待キャッシュ・フローに影響を与える事象として考慮した事項は、企業間の比較可能性を維持できるものなのか。さらに、監査人にとってそれらの事象は、合理的に発生すると的心証を得られるものなのかどうか及び当該事象を回収可能キャッシュ・フローの見積金額に合理的に反映可能なものなのかどうか懸念される。この点は、正に、FCAG [2009] が、「もしも両ボードが期待損失モデルを採用するならば、透明性を減じることになる利益操作を助長することがないように注意が必要である」と勧告している懸念にも通ずるのではないか。両ボードの見解の相違を解消すべく、2010年1月に「FASB が IASB と共同で下した結論は、企業は期待信用損失の見積りを行うために、過去のデータ及び現在の経済状況を考慮するとともに、将来の事象及び経済状況の合理的で支持される予測を考慮すべきであるというものであった。⁴⁵⁾」

今後の IASB 専門助言パネル (EAP) の技術的アドバイスを受けて、IASB が適切な適用ガイダンスを作り上げることができるといえるかどうかに提案の成否がかかっている。適用ガイダンスは、確固たる理論に基づき、現在の利用可能な情報とそれを処理する能力や貸出金のプライシングの実務を踏まえて、それを実行可能な状態にまで調整するためのものである。どのようなガイダンスが示されるか定かでないが、確固たる理論に基づいた基準になることを期待したい。

IASB は、貸倒引当金会計の基準化に向けて、FASB とともに議論を継続して行く予定である。

参 考 文 献

- 金融庁 [2004], 「金融検査マニュアル (預金等受入金融機関に係る検査マニュアル), 2004年2月, 別紙」。
- 草野真樹 [2010], 「金融資産の減損処理を巡る動向とその特徴」IMES, 日本銀行金融研究所, 2010年4月。
- 児嶋隆 [2010], 「貸倒引当金会計の行方」『商学論纂』第51巻第1号, 中央大学商学研究会, 2010年3月。
- 進藤久佳 [2009], 2009年7月開催第9回夏期 SAAJ セミナー「金融危機に伴うクレジット市場の動向と金融規制の影響」, 「金融危機と債権ポートフォリオ戦略」社団法人 日本証券アナリスト協会, 2009年10月。
- 森田隆大 [2010], 『格付けの深層』日本経済新聞出版社, 2010年7月。
- 山手章 [1998], 『資産自己査定と償却・引当』社団法人金融財政事情研究会, 1998年1月。
- AICPA [1996], American Institute of Certified Public Accountants, “AICPA Audit and Accounting Guide, Banks and Savings Institutions.”
- Basel [2009], “Guiding Principles for the Replacement of IAS 39,” Basel Committee on Banking Supervision, August, 2009.
- Basel [2010a], Comment Letter to IASB, “Financial Instruments : Amortised Cost and Impairment,” issued by Basel Committee on Banking Supervision, June 30, 2010.
- Basel [2010b], Appendix A “Principal Elements of the Basel Committee’s EL Proposal,” June, 2010.
- DP [2008], “Reporting Complexity in Reporting Financial Instruments,” issued by IASB, March, 2008.
- EFRAG [2010], European Financial Reporting Advisory Group, “EFRAG Comment Letter on the IASB ED Financial Instruments: Amortised Cost and Impairment,” June 28, 2010.
- FAS5 [1975], Statement of Financial Accounting Standards No. 5, “Accounting for Contingencies.”
- FAS114 [1993], Statement of Financial Accounting Standards No. 114, “Accounting by Creditors for Impairment of a Loan,” May, 1993.
- FAS118 [1994], Statement of Financial Accounting Standards No. 118, “Accounting by Creditors for Impairment of

45) IASB [2011], IN11.

- a Loan – Income Recognition and Disclosures,” October, 1994.
- FASB [2010], Proposed Accounting Standards Update, “Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities,” May 26, 2010.
- FCAG [2009], Financial Crisis Advisory Group. “Report of the Financial Crisis Advisory Group,” July 28, 2009.
- FSB [2009], Financial Stability Board. “Report of the Financial Stability Board to G20 Leaders Improving Financial Regulation,” September 25, 2009.
- FSF [2009a], Financial Stability Forum. “Report of the FSF Working Group on Provisioning,” March, 2009.
- FSF [2009b], Financial Stability Forum. “Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System,” April, 2009.
- FT [2010], Financial Times, August 16, 2010.
- IASB [2009]. Exposure Draft ED/2009/12, “Financial Instrument: Amortised Cost and Impairment,” November, 2009.
- IASB [2011]. “Financial Instruments: Impairment, Supplement to ED/2009/12,” January, 2011.
- IASC [2009], Foundation Monitoring Board Press release, June 8, 2009.
- Staff Paper 4A [2010]. IASB Staff paper 4A, August 3, 2010.
- <http://www.fsa.go.jp/inter/fsf/20101119.html>, 2011年2月19日現在。